

東京学芸大学附属図書館委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成12年5月11日

東京学芸大学長
岡 本 靖 正

平成12年規程第23号

東京学芸大学附属図書館委員会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学附属図書館委員会規程（昭和39年規程第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「もつて」を「もって」に改め、同条第1号中「部」を「部教官会」に、「各部2名」を「各2名」に改め、同条第2号中「図書館学講座」を「図書館学に関係する」に改める。

附 則

この規程は、平成12年5月11日から施行する。

東京学芸大学附属図書館委員会規程 新旧対照表 (抄)

現 行	改 正
〔省略〕 第2条 委員会は、次の委員を<u>もって組織する。</u> (1) <u>部から推せんされた教官</u> <u>各部2名</u> (2) <u>図書館学講座教官</u> <u>1名</u> 〔省略〕	〔省略〕 第2条 委員会は、次の委員を<u>もって組織する。</u> (1) <u>部教官会から推せんされた教官</u> <u>各2名</u> (2) <u>図書館学に関する教官</u> <u>1名</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成12年5月11日から施行する。</u>